番 号:160333 国 名:ベナン

担当部署:人間開発部保健第一グループ保健第二チーム

案件名:医療マネジメント・質改善アドバイザー

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務:アドバイザー業務

(2)格付:3号

(3)業務の種類:専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間:2016年8月上旬から2018年7月下旬まで

(2) 業務M/M:国内 2M/M、現地 15 M/M、合計 17M/M

(3) 業務日数:準備期間 第1次現地調査 国内作業 第2次現地調査 国内作業

5日 90日 5日 90日 5日

第 3 次現地調査 国内作業 第 4 次現地調査 国内作業 第 5 次現地調査 国内作業 60 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日

第 6 次現地調査 整理期間 60 日 10 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3) 提出期限:7月20日(12時まで)

(4) 提出方法: 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は

郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれ

も提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム> JICA について>調達情報> 調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014 年 4 月以降契約)> 業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について) (http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知:提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出 者の契約交渉順位を決定し、2016 年 8 月 5 日 (金) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1)業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針 1 6 点 ②業務実施上のバックアップ体制等 4 点

(2) 業務従事予定者の経験・能力等:

①類似業務の経験

②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③語学力 16点

④その他学位、資格等 16点

(計100点)

40点

| 類似業務 | 医療マネジメント・質改善(5S-KAIZEN)に係る各種 業務 |
|----------|------------------------------------|
| 対象国/類似地域 | ベナン/全世界(本邦含む。) |
| 語学の種類 | 仏語 |

5. 条件等

- (1)参加資格のない社等:特になし
- (2)必要予防接種:

黄熱:入国に際してイエローカード(黄熱病予防接種証明書)が必要です。

6. 業務の背景

MDGs で 2015 年までに妊産婦死亡率を 125/10 万出生、新生児死亡率を 21/1,000 出生に削減することを目標としていたベナンでは、妊産婦死亡率は 335/10 万出生、新生児死亡率は 34/1,000 出生と高い数値を保ったままであり、保健開発ニーズは極めて高い (WHO, 2015)。

ベナンの国家保健開発計画(PNDS: Plan National de Developpement Sanitaire 20 09-2018)では、「2025 年までにベナン国民の健康的ニーズを満たすため、連携とリスクの共有の精神に基づき、全ての国民が公平に医療サービスを利用可能となるよう、恒久的に質の高い医療を提供できるような、公共及び民間、個人と集団のイニシアチブに基づいた保健システムを確立する」ことを目標としている。同目標の優先分野である「医療サービスの質の改善」に取り組むため、保健省内に病院質局が設置され、ベナンでは医療サービスの質の改善、治療の標準化、医療施設のモニタリング・評価等の取り組みにより、ビジョンの実現に努めている。2012-13 年に院内感染防止委員会設置後、医療ケアの質の保証に関する計画を策定し、その計画には「5S-KAIZEN」による医療サービスの質の改善を図ることが記載されている。

我が国はベナンへの保健協力として、2006年から妊産婦・新生児死亡削減にかかる「ベナン母子保健プログラム(2006-2010)(第2フェーズ2012—2015)」を実施し、特に母子保健に係るサービスの改善を図ってきた。同プログラムは、無償資金協力による「ラギューン母子病院建設計画」、本邦及び第三国研修、専門家派遣、青年海外協力隊活動で構成され、アトランティック・リトラル県における母子保健ケアの質の向上に取り組んできた。

具体的には、正常分娩にかかわる WHO59 ヶ条に基づく「人間的お産」を県内で普及し、また母親学級を軸とする継続ケアの推奨と 5S-KAIZEN-TQM による院内整備によって、保健人材による人間的ケアの改善を図ってきた。特に、5S-KAIZEN-TQM においては、2009 年に CHU-MEL(ラギューン母子大学病院)で 5S の導入を開始し、その後同施設にて ISO9001 取得サービス数が増えるなど、間接的な成果も生まれている。また、CHU-MEL から数名の講師(ナショナルトレーナー)を育成し、2013 年から県内 23 施設へと 5S を導入開始した結果、一部の病院では、患者数、妊産婦数が増加したという報告を受けている。尚、初期段階から 5S を導入している CHU-MEL では院内感染調査での近年の罹患率低下がみられており、2014 年 12 月から KAIZEN 手法を本格的に導入している。

一方、2014 年からベナンで長期に渡り行われたパラメディカルのストライキ(2014 年 8 月~2015 年 4 月)により 5S を含む各種活動の停滞が目立っているため、県全体的に、医療従事者の育成、意識改革を行うことが急務かつ重要である。また、度重なるストライキや医療従事者の不適切な対応から、住民の公的医療施設離れが進んでいる地域もあり、医療マネジメント・質改善への取り組みは重要である。このため、ベナン政府は、アトランティック・リトラル県で 5S-KAIZEN 活動を継続、普及させ、保健医療従事者の意識改革、育成を図り、基盤である公的医療施設の基礎的な医療サービスの質の改善に取り組むことを目的として医療マネジメント・質改善の専門家派遣を日本政府に対して要請した。

7. 業務の内容

本コンサルタントは、ベナン保健省病院施設局長、アトランティック・リトラル県保健局、関係医療施設等を C/P に、医療マネジメント・質改善活動の計画、調整、モニタリング等を支援する。具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間1(2016年8月上旬)
 - ① 過去の保健分野専門家等の報告書や他の開発パートナーによる報告書等から現地の情報を収集し、ベナンにおける医療マネジメントと医療サービスの質の現状と課題を把握する。また、他国における同分野の協力事例の教訓も把握する。
 - ② ワークプラン(和文及び仏文)を作成しJICA 人間開発部へ提出・説明する。
- (2) 現地派遣期間1 (2016年8月中旬~2016年11月中旬)
 - ① 現地業務開始時に C/P 機関及び JICA ベナン支所にワークプランを提出・説明し、ワークプランの確認を行う。また適宜 JICA ベナン支所に対し進捗報告を行う。
 - ② これまで JICA が行ってきたベナン母子保健プログラム協力を通じて導入された活動(母体死亡レビュー、母親学級、栄養指導、院内感染予防対策、患者への接遇・対応等)につき、C/P機関と共に活動状況をモニタリングし、内容を理解するとともに、課題や改善点の整理を行う。
 - ③ 品質管理 (QC)推進関連資料、「5S-KAIZEN-TQM 」先行支援関連資料等の情報収集・整理・分析を行い、 5S-KAIZEN-TQM 実施ガイドライン (案)及び研修教材・マニュアル (案)の作成のため、C/P 他関係者と意見交換を行い、第1次案の作成を行う。
 - ④ 今まで 5S-KAIZEN が実施されてきた医療施設で 5S-KAIZEN の実施状況を確認し、課題を整理する。
 - ⑤ 保健省、パイロットモデル病院、その他主要病院・医療施設メンバーから構成される 5S 導入のためのコアグループメンバー選定支援を行う。
 - ⑥ コアグループメンバーのキャパシティアセスメントを行い、能力強化のための研修計画等 を策定する。
 - ⑦ 5S-KAIZEN 強化方向の確認をコアメンバーグループと行い、普及計画の作成等、 5S-KAIZEN-TQM を段階的に展開するための戦略策定を支援する。
 - ⑤ 現地業務結果をまとめた現地業務結果報告書(第1次)を作成し、C/P、JICA ベナン支所・JICA 人間開発部に提出・報告する。
- (3) 国内準備期間2(2016年11月中旬~12月下旬)
 - ① 現地業務進結果告書(第1次)をもとに JICA 人間開発部に報告を行う。
 - ② 第一次派遣の結果に基づき、ワークプランを見直す
 - ③ 現地派遣期間2のワークプランをJICA人間開発部へ提出・説明する。
- (4) 現地派遣期間2 (2017年1月上旬~4月上旬)
 - ① 現地業務開始時に JICA ベナン支所および C/P 機関との協議を踏まえ既に提出された最新のワークプランを基に、第2回現地派遣時のワークプランの確認を行う。
 - ② 5S-KAIZEN-TOM 実施ガイドライン(案)及び研修教材・研修マニュアル(案)に関して、 C/P 他関係者(施設関係者)と意見交換を行い、見直しを行う。
 - ③ 改訂したガイドライン及びマニュアルに基づいたコア人材の研修を行う。
 - ④ パイロット病院にて、5S-KAIZEN 普及計画に基づいた段階的な 5S 活動、KAIZEN 活動導入 (5S 基礎研修、指導者研修、KAIZEN 研修の実施)を支援する。
 - ⑤ 現地業務結果をまとめた現地業務結果報告書(第2次)を作成し、C/P、JICAベナン支所・JICA人間開発部に提出・報告する。
- (5) 国内準備期間3(2017年4月下旬)
 - ① 現地業務結果報告書(第2次)をもとに JICA 人間開発部に報告を行う。
 - ② 現地派遣期間3のワークプランをJICA人間開発部へ提出・説明する。
- (6) 現地派遣期間3(2017年5月上旬~6月下旬)

- ① 現地業務開始時に C/P 機関及び JICA ベナン支所と既に提出された最新のワークプランを基に、第3回現地派遣時のワークプランの確認を行う。
- ② ガイドラインの中のモニタリング方法(通常5Sのモニタリング評価では「リーダシップ」、「整理」、「整頓」、「清潔」、「清掃」、「しつけ」等がチェック項目として用いられることが多い)を用いてパイロット病院のモニタリングと評価を行い、5S-KAIZEN活動の状況と成果の確認を踏まえ、実施強化のための技術的助言と指導を行う。
- ③ 上記の評価で導き出された教訓を踏まえ、5S-KAIZEN-TQM 実施ガイドライン(案)及び研修教材・マニュアル(案)の改訂作業を支援する。
- ④ 5S-KAIZEN-TQM 実施ガイドライン(案)及び研修教材・研修マニュアル(案)を活用して、 研修を通じてコアグループメンバーの指導能力強化を支援する。
- ⑤ モニタリングシステム構築に係る機能、役割、活動計画について C/P に対して必要な助言・ 指導を行い、手順書をまとめる。
- ⑥ モデル病院以外の病院への KAIZEN 活動拡大計画の立案
- ⑦ 現地業務結果をまとめた現地業務結果報告書(第3次)を作成し、CP、JICAベナン支所・ JICA人間開発部に提出・報告する。

(7) 国内準備期間4(2017年7月)

- ① 現地業務結果報告書(第3次)をもとに JICA 人間開発部に報告を行う。
- ② 現地派遣期間4のワークプランを JICA 人間開発部へ提出・説明する。

(8) 現地派遣期間4(2017年8月上旬~11月上旬)

- ① 現地業務開始時に C/P 機関及び JICA ベナン支所と既に提出された最新のワークプランを基に、第4回現地派遣時のワークプランの確認を行う。
- ② KAIZEN 活動拡大計画の最終化をコアメンバーと行う。
- ③ 策定されたガイドライン・研修教材・研修マニュアル・拡大普及計画がベナン保健省にて正式に承認されるよう支援する。
- ④ ガイドラインの中のモニタリング方法用いて 5S-KAIZEN 対象病院のモニタリングと評価を行い、実施強化のための技術的助言と指導を行う。
- ⑤ 必要に応じて、モニタリングシステムに係る手順書の修正を C/P と行う。
- ⑥ 現地業務結果をまとめた現地業務結果報告書(第4次)を作成し、CP、JICAベナン支所・ JICA人間開発部に提出・報告する。

(9) 国内準備期間5(2017年12月)

- ① 現地業務結果報告書(第4次)をもとに JICA 人間開発部に報告を行う。
- ② 現地派遣期間5のワークプランを JICA 人間開発部へ提出・説明する。

(10) 現地派遣期間5(2018年1月上旬~3月上旬)

- ① 現地業務開始時に C/P 機関及び JICA ベナン支所と既に提出された最新のワークプランを 基に、第5回派遣時のワークプランの確認を行う。
- ② 引き続き策定されたガイドライン、研修教材、マニュアル、拡大普及計画がベナン保健省にて正式に承認されるよう支援する。
- ③ ドナーを含め、成果普及会議を開催する。
- ④ 引き続き 5S-KAIZEN 対象病院のモニタリングと評価を行い、実施強化のための技術的助言と指導を行う。
- ⑤ 現地業務結果をまとめた現地業務結果報告書(第5次)を作成し、C/P、JICA ベナン支所・JICA 人間開発部に提出・報告する。

(11) 国内準備期間6(2018年4月)

① 現地業務結果報告書(第5次)をもとに JICA 人間開発部に報告を行う。

- ② 現地派遣期間6のワークプランを JICA 人間開発部へ提出・説明する。
- (12) 現地派遣期間6(2018年5月上旬~7月上旬)
 - ① 現地業務開始時に JICA ベナン支所と既に提出された最新のワークプランを基に、第6回派遣時のワークプランの確認を行う。
 - ② 前回派遣時同様、策定されたガイドライン、研修教材、マニュアルがベナンにて正式に承認されるよう引き続き支援する。
 - ③ 引き続き 5S-KAIZEN 対象病院のモニタリングと評価を行い、実施強化のための技術的助言と指導を行う。
 - ④ 現地業務結果をまとめた現地業務結果報告書(第6次)を作成し、CP、JICAベナン支所・JICA人間開発部に提出・報告する。
- ⑤ 専門家業務完了報告書案(和文)を作成し、JICA ベナン支所・JICA 人間開発部に提出・報告する。
 - (13) 帰国後整理期間(2018年7月中旬~下旬)
 - ①専門家業務完了報告書(和文)をJICA人間開発部に提出し、活動内容について報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3)5S-KAIZEN-TQM実施ガイドライン、(4)研修教材及び研修マニュアル、(5)専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン(仏文3部:監督職員、FO、C/P機関)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案) などを記載。各派遣時前に提出。

- (2) 現地業務結果報告書(仏文3部:監督職員、FO、C/P機関)
 - 各派遣時の業務完了後に提出(第1次、第2次、第3次、第4次、第5次毎)。 記載項目は以下のとおり。
 - ①業務の具体的内容
 - ②業務の達成状況
- (3) 5S-KAIZEN-TQM実施ガイドライン(仏文10部: C/P機関、パイロット病院等)
- (4) 研修教材及び研修マニュアル(仏文10部: C/P機関、パイロット病院等)
- (5) 専門家業務完了報告書(和文2部)
 - 記載項目は以下のとおり。
 - ①業務の具体的内容
 - ②業務の達成状況
 - ③業務実施上遭遇した課題とその対処
 - ④プロジェクト実施上での残された課題(各種研修教材の作成にかかわるもの)

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
 - 航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 航空経路は、成田⇒パリ⇒コトヌ—⇒パリ⇒成田を標準とします。
- (2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、当機構JICAベナン支所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です(当該経費は契約に含みませんので、見積書への記載は不要です)。

- 車両関係費、国内移動費用
- 通信運搬費(インターネット通信や業務用携帯電話通信費等)
- 旅費・交通費(研修講師及び参加者の交通費や日当・宿泊費等)
- ワークショップ運営にかかる会場費等
- その他

臨時会計役とは、会計役としての職務(例:現地業務費の受取り、支出、精算)を必要な期間 (例:現地出張期間)に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された 方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

- (1)業務日程/執務環境
 - ①現地業務日程

現地派遣期間は2016年8月中旬~2018年7月上旬を予定しており、その間6回の派遣(第1次:2016年8月上旬~11月中旬、第2次:2017年1月上旬~4月上旬、第3次:2017年5月上旬~6月下旬、第4次:2017年8月上旬~11月上旬、第5次:2018年1月上旬~3月上旬、第6次:2018年5月上旬~7月上旬)を想定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

- ②現地での業務体制
- ③便宜供与内容

ベナン支所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供(市外地域への移動を含む。)

工) 通訳傭上

あり

オ) 現地日程のアレンジ

現地調査開始時におけるC/Pとの協議について、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

保健省内における執務スペース提供(ネット環境完備)

(2)参考資料

前任専門家作成報告書は人間開発部保健第一グループ保健第二チーム (TEL: 03-5226-8361) にて閲覧できます。

(3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ②コモロにおいて、業務で使用される言語はフランス語なので、フランス語ができることが 望ましいですが、ローカルコンサルタント(通訳兼務)の傭上を想定していますので、十 分な英語力があれば業務遂行可能です。
- ③ベナン国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室、FOの指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ④本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨

を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上